

『近江大原観音寺文書』花押考

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 福田, 榮次郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1513

『近江観音寺文書』花押考

福田 榮次郎

要旨 『近江観音寺文書』の中世文書にみられる花押についての論稿である。近時花押研究はさかんになってきたが、一人の人物の花押研究、或は一族についての研究といったものが多いようである。一つの伝来文書の花押研究ということはあまり行われていなかった。『近江観音寺文書』の基礎的研究」として共同研究をすすめるにあたり、その所収するところの花押をとりあげて史料学的にこれを考察することにした。はじめに大原観音寺文書の中世文書のなかには、どのような人物の花押が、どのくらいあるのかを、僧侶、公家、武家、女性等と表を作成して明らかにした。次には大原観音寺文書にみられる花押と北近江の人々とのかかわりを究明した。大原観音寺に所縁のある大原氏の花押は、歴代の当主である満信・持綱・信成・政重・高賢等がおさめられており、その花押は足利將軍家の足利様とよばれる型のもが多くみられる。北近江の武士たちの花押も多くおさめられているが、その様式は大原氏の影響を強くうけているようである。また、女性の花押が比較的多くあるのも特徴の一つにあげられるかも知れない。

次には一人の人物の花押の変遷や師資相承と花押の関係、写や案文に花押が書写される場合等々花押をめぐる問題になる点について考察した。

キーワード：花押・近江国・大原氏・大原観音寺・足利様

本稿は『¹⁾近江観音寺文書』におさめられている中世の花押についての史料学的考察である。一人の人物なり、一族についての花押の研究は多様なかたちですめられているが、一つの伝来文書をとりあげてその花押を研究するということはあまり行われていないようである。大原観音寺文書の総合的研究をすすめるにあたり、その基礎的研究の一つとしてここに伝来文書の花押をとりあげたわけである。

まず、はじめに『²⁾大原観音寺文書』にはどのような花押が、どのくらいあるのかをみることにした。ついで、大原観音寺文書の花押と湖北の人々とのかわりについて考えてみたい。そして第三には大原観音寺文書の問題のある花押をとりあげて、その書様なり機能なりについて若干考察してみることにした。

大原観音寺文書の慶長・元和頃までの古文書は約六〇〇点ほどである。そのなかに七四五点ほどの花押がみられる。一つの伝来文書におさめられている花押の数として多い方なのか少ない方なのか明らかでないが、決して少ない数ではないと思われる。その内訳を記すと表の如くである。³⁾

分類	僧侶	公家武家	百姓	女性	不明	計
花押数	三九四	一七七	一五四	一七	三	七四五

寺院文書であるから僧侶の花押が最も多くあるのは当然のことであ

る。また、大原観音寺は、かつては伊吹山中にあり弥高寺・長尾寺・大平寺とともに伊吹四大寺の一つであったが、一三世紀の中頃現在の地に移ったといわれている。この頃近江守護佐々木信綱の長子重綱は近江国大原荘地頭職に補任され、大原荘内の現在の山東町市場に館をかまえ、大原氏を稱したという。爾来大原観音寺は大原氏の庇護をうけることとなった。⁴⁾このような関係であるから大原氏の花押が多くみられるのもうなずけるところである。

大原観音寺のような地方の有力な寺院は、その地域においては在地領主としての存在でもあったから、その地域の在地の武士たちともふかくかわっていたので、このあたりの在地武士（在地領主）の花押も多くみることが出来る。さらに近江の地は南北朝から室町期にいたると惣村と呼ばれる村の組織が展開し、名主・百姓の連結もすすんでいる。大原観音寺文書には名主・百姓連署田地寄進状をはじめ名主や百姓の田地売券・田地寄進状等が多くある。これらには名主・百姓とよばれる人々の花押がみられる。また、大原観音寺文書には女性の花押が十七点あるが、これも一つの伝来文書のなかでは少ない数ではないと思っっている。こうした百姓・女性の花押には、しばしば略押とよばれる簡単な符号のようなものがつかわれるが、女性の十七点の花押のうち九点は略押である。

次には、花押の書載方式によって分類して考察をすすめてみたい。⁵⁾

(一) 花押のみが記されているもの。花押のみものには袖判と奥判等があるが、袖判は奥判より尊大で相対的に上位者の書式であるとい

われている。⁽⁶⁾ここでは花押のみのものは十六点あるが、袖判は大原持綱(四三八号文書)と大原持信と想定されているもの(一五五号文書)と某(四三七号文書)の三点である。なお「僧(花押)」とあるものは、ここにおさめておいた。

(一) 氏と花押のみが記されているもの。「源氏(花押)」とあるものが二点ある。それは後述するように女性の花押である。

(二) 諱と花押或は仮名と花押が記されているもの。「賢永(花押)」「又三郎(花押)」とあるもので百八十三点あり、分類したなかでは二番目に多い数である。花押は諱の自署の代わりに発生したもので、本来「諱(花押)」と書くことは諱が重複することであり書かれなかつた。しかし平安時代も末期になると諱の下に花押が書かれるようになり、さらに一字体の出現や多様な花押の登場によって諱と花押の関係は一層うすくなってしまった。このようなうごきのなかで「諱(花押)」も広くみられるようになったのである。

(四) 姓(名乗)と諱と花押のならんだもの。「井上貞次(花押)」「菅原俊久(花押)」「浅井長政(花押)」等が十一點ある。諱と花押については今述べたところであるが、名字と諱についても、これを結びつけることをいむべきとする考えがあったようである。⁽⁷⁾このようなことが十一箇という少ない数字となっているのではないかと思われる。かつては「浅井長政(花押)」のような「名字」(諱)(花押)とある文書は疑問視されたこともあったが、近時は史料蒐集のすすむなかで南北朝以降になると、こうした文書はかなりみられるようになる。

つてきている。とくに朝倉・浅井氏など近江・若狭・越前などに多くみられるようである。しかし、大原観音寺文書にみられるものはいずれも売券・寄進状・書状で、しかも「井上貞次(花押)」「菅原俊久(花押)」とあり、名字は右肩に小さく書かれている。いわゆる公的な文書には用いられていない。中世後期における名字と諱と花押の関係は大方このようなものになっていたのではないかと思われる。ただし、浅井長政は日下に「長政(花押)」とあり、その一行前に「長政」と同じ大きさで「浅井」と書いている。浅井氏の文書にはしばしばみられるもので、文書受理者へ権威を示すためと、慣習にこだわらない台頭者の姿とをみることができるといえる。

(五) 次は、姓(名字)と官職名(仮名)と花押といったもの。或いは姓(名字)と官職名(仮名)と諱と花押といったもの。例えば「浅井新九郎賢政(花押)」「石田十郎左衛門(花押)」「沙弥蓮覚(花押)」といったタイプで、最も多く三百数十点にのぼっている。文書に署名する最も典型的なもので、公文書をはじめ公的な文書はこのような型で署されている。

(六) 官位・役職と花押、僧位・僧官と花押といったもの。例えば「左中将(花押)」「預所法橋(花押)」「一和尚(花押)」等々で二十五点ほどみられる。この様式は公家文書や公家系統の文書、あるいは僧侶の文書に多いようである。

(七) 官位・役職(仮名)・氏・姓(名字)・諱などが部分的にいくつかが組み合わさっているもの。「名主平庄司多賀光末(花押)」「右馬允

物部恒光（花押）」「二和尚東光坊賢舜（花押）」といったもので、百二十点程かぞえることが出来る。いろいろのくみ合わせにより今みてきた一から六までに含まれるものが多々あり、不明のものもふくめたのでこのような数字となっている。

以上、大原観音寺文書の花押を花押研究の一つの試みとして職能、性別等により分離したり、その書載方式によって分類して考察してみた。そこからいくつかの傾向などをうかがい知るところがあったかと思ふが、まだ今後の研究によらねばならないところも多々ある。今後の研究を俟つことにしたい。

註

(1) 滋賀県坂田郡山東町朝日の観音寺の古文書を、先稿で指摘したように『大原観音寺文書』とする。ただし論稿のなかでは大原観音寺文書とよぶこともある。

(2) 個人あるいは一族の花押についての研究のなかで、本稿と若干なりとかわりのあると思われるものを気がつくままにあげていくと、中村直勝「或る個人の花押について」(『史林』九ノ四 一九二四)、荻野三七彦「古文書における花押」(『古文書研究』一 一九六八)、中村直勝「足利直冬の花押―南北朝の文化相」(『史迹と美術』四三四号 一九七三)、重永卓爾「花押の中世的展開」(『歴史地理』九二ノ三 一九七五)、佐藤進一「花押小史―類型の変遷を中心に―」(『書の日本史』九 一九七六)、百瀬今朝雄・田辺久子「小田原北條氏花押考」(『神奈川県史研究』三四 一九七七)、武田修「寒川家光の花押について」(『京都府立総合資料館紀要』八 一九八〇)、佐藤博信「足利義詮の花押について」(『月刊

百科』二三二 一九八二)、佐藤進一「花押を読む」(平凡社刊 一九八八)、藤原良章「足利直冬の花押」(『青山史学』一〇 一九八八)、大石直正「戦国期伊達氏の花押について」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』二〇 一九八八)、千田孝明「足利成氏花押研究ノート」(『栃木県立博物館紀要』八 一九九二)、林譲「塙山紹瑾の花押覚書」(『加能史料』七 一九九四)等々、武家の花押を研究対象としたものが多くある。とくに東国の戦国諸侯の花押研究はさかんである。

(3) この分類が花押研究にどのような意味を持つか明らかでないが、大方の傾向がうかがえればと思っている。

(4) 福田榮次郎『大原観音寺文書』の総合的研究」(『明治大学人文科学研究所紀要』別冊九 一九八九) 参照。

(5) 花押を考察する一つの試みとしてこのような分類を試してみた。花押のあり様にしたがってわけてみたものである。

(6) 佐藤進一『古文書学入門』一二三頁

(7) “いみな”については、穂積陳重『忘み名の研究』(講談社学術文庫 一九九二)がある。

二

『大原観音寺文書』におさめられている花押を具体的にみながら考察をすすめ、花押と湖北の人々とのかわりについて考えてみたい。図(1)は大原満信の花押である。満信は大原氏の祖先重綱から七代の当主である。⁽¹⁾大原観音寺文書には次のような四点の満信の文書がある。

(1) 大原満信為貞名領家米寄進状(五二号文書)⁽²⁾



(1) 大原満信
(54号文書)



(2) (大原持信カ)
(155号文書)



(3) 大原持綱
(70号文書)



(4) 大原信成
(60号文書)



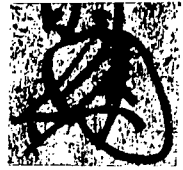
(5) 大原政重
(443号文書)



(6) 大原賢水(高賢)
(63号文書)



(7) 大原重親
(113号文書)



(8) 大原持時
(438号文書)

第1図 花押(1)~(8)

(端裏書)

「為貞名寄進状」

寄進 観音寺

近江国坂田郡大原庄本郷内為貞名領家米事

合壹石三斗三升三夕者、

右、彼年貢者、佛物借用仁云令便風、且依有宿願、限永代所奉寄進之也、若於子々孫々中、雖有致違乱輩、任此状之旨、寺家可被知行之者也、仍為後証寄進之状如件、

明德五年甲戌六月十七日

左衛門尉満信(花押)

(口) 大原満信段銭免除下知状(五三号文書)

於庭尉并元服代継目之時課役者、為先規之間可被懸之、於臨時段銭者、所令免除也、仍為子々孫々後見下知如件、

應永二年乙亥七月廿五日 左衛門尉源朝臣(花押)

観音寺

(ハ) 大原満信観音寺法輪院村居田野島寄進状(五四号文書)

(端裏書)

「村居田野島壹町 寄進状」

寄進 観音寺法輪院村居田野島内

壹町坪付 事

右、永所寄符如件、

應永三年丙子五月十三日 左衛門尉源朝臣満信(花押)



(9) 対馬守信長
(133号文書)



(10) 越前守信業
(133号文書)



(11) とき 入道経信
(437号文書)



(12) 土田章好
(115号文書)



(13) 僧 円玄
(446号文書)



(14) 僧 祐円
(466号文書)



(15) 聖恵
(179号文書)



(16) 堯全
(441号文書)

第2図 花押(9)~(16)



(17) 京極高慶(444号文書)



(18) 浅井亮政
(445号文書)



(19) 浅井久政
(452号文書)



(20) 浅井賢政
(447号文書)



(21) 浅井長政
(449号文書)



(22) 石田定次
(324号文書)

第3図 花押(17)~(20)

(二) 大原満信置文(五五号文書)

観音寺院主御坊

護国寺之寺号之事、先祖對馬守時綱之代、依有子細歟押置云々、而
信仰異于他之間、寺家渡了、仍末代至満信子孫、寺僧有義絶之事
者、任彼請文之旨、可致其沙汰、仍置文之状如件、

應永七年庚辰八月廿二日

左衛門尉満信(花押)

観音寺衆徒御中

いま花押の書載方式をみてきたが、満信は「左衛門尉満信（花押）」と「左衛門尉源朝臣（花押）」、「左衛門尉源朝臣満信（花押）」の三つの書式をとっている。いずれもさきの分類にしたがえば(七)に属するが、(イ)と(ニ)は領家米の寄進と寺号にかかわる置文である。これに対して(ロ)は段銭免除下知状であり、公的な文書といえると思うが、関東下知状の形式をとっている。(ハ)は土地そのものの観音寺法輪院への寄進であり、もっとも重厚な型で書かれているように思われる。

また、大原氏は満信以前の花押は明らかではないが、満信の花押はその後の大原氏の花押の一つの型をつくっているといった感じのものである。

花押(2)と(6)は大原氏の当主のものである。それぞれ形は異なるが、その筆の動きは基本的には類似しているといえる。図(2)はこれまで「某袖判」とされてきたが、その型は大原氏系統のものであり、袖判であることや年代などから考えて大原持信ではないかと推定した。図(3)は日下に花押のみであるが、四三九号文書により大原持綱と比定出来る。

次に大原氏の花押には中央部分に二段の横線のくみがあり、それが左に入ってまるみをおびて上にあがる型のものがある〔図(1)・(6)等〕。これに対して左に入ってから角になって上にあがる型のものがある〔図(2)・(3)・(5)・(7)・(8)・(9)等〕。また、右側の結びの部分の弧を描くところであるが、これが次第に大きくなり下にさがってくるようになるものがある。大原政重〔図(5)〕、大原賢永〔図(6)〕がそうである。

室町時代の武家の花押には、足利將軍の花押を模倣するものが多くなるといわれているが、大原氏の場合もそうであったようである。

参考として足利義満と足利義晴の花押を図(45)・(46)としてかかげたが、図(1)と(6)の大原氏の花押と比べてみると、型そのものには違いがあるが、共通する筆のはこびを見る事が出来るし、いま大原氏の花押でみってきたような右側の結びの部分が大きくなり下にさがってくるころは、將軍義晴の花押〔図(46)〕にもみられるところである。

図(7)から(12)はいずれも大原氏にかかわりのある人物である。図(7)の重親は大原氏と推定されるが、図(2)（大原持信）に似ているし、重親はもう一つ永享元年十月三日の寄進状（一九三号文書）があるが、これは図(11)の経信の花押に似ている。図(10)の信業は、大原満信の弟・秀信の子といわれているが、その花押は図(4)大原信成の花押によく似ている。図(12)の土田章好は型は異なるが、その筆の動きは図(2)大原持信に通じるところがあるのではないか。図(13)と(16)は僧侶の花押をあげたがそれぞれ型には必ずしも大原氏系のものとはいえないかもしれないが、その筆のうごきには大原氏系統花押を思わせるものがあるように思う。図(13)の花押はその中央部は図(16)の中央部に似ているし、筆の運びは図(3)の持綱に通じるところがある。図(14)は図(10)信業に類似し、図(15)の花押にまるみをつけると図(9)信長のようになるのではないかと思われる。このようにみえてくるとこれらの僧侶は、大原氏とかかわりのある人物であったのかもしれない。図(17)に京極高慶の花押がみられるが、大原政重や大原高賢の花押をおもわせるものがある。

戦国期の北近江の花押を考えると、浅井氏の存在はきわめて大きき。さきにあげた將軍義晴の花押はその後所謂「下向き彎曲線」をもつ形のものにかわつた(図(17)足利義晴花押)。これが六角定頼、六角義治と六角氏にひきつがれていった。これらの六角氏の花押は大原観音寺文書にはおさめられていないが、「下向き彎曲線」の浅井氏の花押はある。図(19)がそれである。図(18)の浅井亮政や図(20)の浅井賢政のものは必ずしも「下向き彎曲線」の花押とは云えないが、そのような動きを感じさせるものである。図(22)と(25)の石田定次、野村定知、赤尾清綱、中島直頼は「下向き彎曲線」の花押であり、これらの諸氏と浅井氏とのかかわりがうかがわれる。

『大原観音寺文書』には女性の花押が十七点ある。その内訳は花押八点、略押九点である。一つの寺院伝来文書のなかでしめる数として



(23) 野村定知
(329号文書)



(24) 赤尾清綱
(458号文書)



(25) 中嶋直頼
(85号文書)



(26) 源氏
(11号文書)



(27) 比丘尼唯妙
(69号文書)

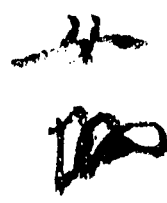


(28) 比丘尼円珠
(48号文書)

第4図 花押(23)~(28)



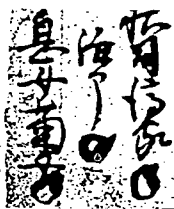
(29) 藤庄司後家
(49号文書)



(30) 藤原氏女
(仮未4)



(31) 藤庄司こけ
(334号文書)



(32)

(32) 藤庄司後家

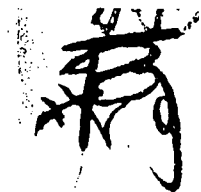
(33) 息女菊女
(337号文書)



(34)

(34) 宝泉坊聖翁

(35) 少将栄翁
(416号文書)



(36) 浄光坊栄翁
(328号文書)

第5図 花押(29)~(36)

は少なくないように思われる。花押を書いている者は、源氏二名、藤原氏女二名、比丘尼二名、後家二名である。後家は四名いるが、二名が花押、二名が略押である。ここでは図(29)と(33)まで八点をかかげた。図(29)は源氏寄進状(一一号文書)で、

奉寄進 西谷観音寺名田事

合参段者、

とある。源氏寄進状はもう一通正応元年十月のものがあるが、花押はほぼ同じである(十号文書)。正応六年七月のものは、案文が二通ある

右志者、為現當二世所領成就、所奉寄進當寺矣、且為佛陀寄進上者、盡未來際不可有相違、仍寄進之状如件、

正応六年癸七月 日 源氏(花押)

(37) 宝泉坊榮翁 (424号文書)

(40) 浄光坊榮翁 (426号文書)

(41) 若頭榮翁 (291号文書)

(38) 永泉坊聖翁・弟子栄翁 (423号文書)

(39) 一乗坊定円 (283号文書)

(42) 一乗坊定円

(43) 浄光房 (296号文書)

第6図 花押(37)~(43)

(十二号文書・一三六号文書)。「源氏女(花押)」と書かれている場合は女性であるが、「源氏(花押)」も女性であろうといわれてきたが、この十二号文書の端裏書には「御台所御寄進状」とあり、「源氏(花押)」は女性であることが明らかとなった。前後の状況から「御台所」を大原氏夫人とすると、大原観音寺文書のなかで大原氏の最も古い文書となる。また、その花押は図(30)の藤原氏女の花押と同じ系統の花押のように思われる。つぎに、図(29)藤原司後家の花押は図(3)の大原持綱や図(12)土田章好、図(13)僧円玄の筆の動きに近いものを感じさせられる。なお、図(31)藤原庄司こけには花押と略押が書かれている。また、女性の花押十七点のうち、十二点は連署状である。女性が一人で署名してい

(44) 和尚 (534号文書)

(45) 参考1 足利義満

(46) 参考2 足利義晴

(47) 参考3 足利義晴

(48) 参考4 大原氏系花押

第7図 花押(44)~(48)

るのは、「源氏（花押）」の二点を別格として除くと次の三点のみである。

応永九年七月十二日尼宗叡田地寄進状（一五七号文書）

長禄二年十一月六日妙珠尼島地売券（一八二号文書）

文正二年三月廿一日藤庄司こけ田地寄進状（三三四号文書）

宗叡も妙珠尼も略押であるが、妙珠尼売券には「夫馬一色ノ惣介ノ」とあり、惣介が夫と考えられるが、惣介の花押については不明である。藤庄司こけは略押と花押が書されており、寄進状には「藤二郎のために御とう米ニきしん申候」とあり、藤二郎なるものが夫君と考えられるが、その花押は不明である。

以上のように女性の花押をみていると、後家の花押にはその夫が生前に用いていた花押を襲用するということがあったのではないかと考える。図(1)の花押と略押があるものや、図(2)をはじめとする後家の花押は連署状に多いことなどを考えると、そんな風に思えるのである。

註

(1) 「図(1)」とあるのは、本稿掲載の花押の番号である。また、大原氏の歴史については参考としてかかげた『大原氏系図』参照。

(2) 五二号文書とは、滋賀県教育委員会『大原観音寺文書』の文書番号である。

(3) 関東下知状の書止は、「下知如件」であり、署判は「前武蔵守平朝臣（花押）」で、「(官職名) (氏) (朝臣) (花押)」である。大原満信下知状

は関東下知状に準じている。ただし、関東下知状は差出しの署判は必ず日付の真下ではなく、日付と別行になるが、この下知状は日付の真下にある。

(4) この二つのタイプにどのような意味があるのかは不明である。

(5) 佐藤進一『花押を読む』（平凡社刊 一九八八）

(6) 『佐々木大原氏の系譜』（佐々木大原の会刊 一九九五）

二

大原観音寺文書にみられる花押のなかで問題のありそうなものをとりあげて、若干考察をすすめてみたい。まず第一には聖翁と榮翁なる人物をめぐる問題を考えてみたい。聖翁も榮翁もその出自、没年などは明らかでない。しかし大原観音寺文書には「宝泉坊聖翁」「浄光院榮翁」としてしばしば登場する。聖翁は享禄四年（一五三一）十一月には「公文聖翁」として登場する（三七八号文書）。つづいて天文元年（一五三二）十一月には「年行事法泉坊聖翁」とあり（三八一号文書）、天文四年の文書によれば「観音寺宝泉 聖翁」とある（三九一号文書）。いずれも同じ花押があり、同一人物である。宝泉坊ならびに浄光坊は大原観音寺井三坊のひとつで、その二十三坊とは

當寺請米之儀、先年備州様御時、(中略)

天文式拾壹年拾一月吉日

關伽井坊（花押） 谷本坊（花押） 上之坊（花押）

延命院（花押） 梅本坊（花押） 密嚴坊（花押）

浄光坊（花押） 東光坊（花押） 寶泉坊（花押）

寶持坊（花押） 千蔵坊（花押） 密蔵坊（花押）

惣持坊（花押） 円浄坊（花押） 浄泉坊（花押）

大乘坊（花押） 中之坊（花押） 大聖坊（花押）

金光坊（花押） 一乗坊（花押） 高蔵坊（花押）

池之坊（花押） 岩本坊（花押） 已上廿三坊

浅井左衛門尉殿参 大原観音寺

である。⁽¹⁾ここに有る宝泉坊はその花押からして聖翁である。しかし浄光坊は榮翁の花押とは相違している。榮翁はまだ浄光坊になっていない。つづいて天文廿三年（一五五四）には、聖翁、榮翁の二人が連署する次のような文書がある。⁽²⁾

奉寄進御本尊江爲聖海忌日田地之事

合寺段者、田地所在地カラミ等本文ニ有之、但本文ニハ徳分捌斗

也ト云ヘトモ式斗定損ニ減シテ、水損早損無シニ、定

徳分陸斗也、此外無万難公事、委細ハ本証文ニ有之、

右、件之田地者、雖爲買徳私領、聖海爲忌日、観音寺御本尊奉寄進處実正明白也、然上者、於此田地、雖經子々孫々、違乱煩努々不可有者也、猶以如此少寄進在之と云テ、号且那、於少之儀、御本尊江煩ニ罷成義不可有之候、萬一背此旨仁躰有之者、盗人沙汰可被行者也、仍爲後日寄進状如件、

天文廿三年七月五日

宝泉坊

聖翁（花押）

少将
榮翁（花押）

聖海の忌日供養のため観音寺御本尊に田地を寄進している。本稿では花押の図をかかげたが、図34・35はこの文書から採録したものである。聖翁の花押は若干の異同はあるが生涯この花押を用いている。榮翁は少将と書いている。図36の榮翁は浄光坊を名のっており、少将のときと花押の型も変わっている。これは弘治三年（一五五七）のことである（三二八号文書）。ところが図37では、永禄五年（一五六二）三月榮翁は宝泉坊を稱している（四二四号文書）。しかし図34でみたように宝泉坊は榮翁の師である聖翁の坊舎である。そしてその年の四月には図38のように聖翁は「永泉坊」となっており、連署の榮翁には「弟子」と記されている。⁽³⁾さらに図40の永禄六年三月二十三日榮翁田地寄進状は再び「浄光坊榮翁」となっている（四二六号文書）。

この間に聖翁、榮翁をめぐる何らかの事件があったのではないかと思われるが一切不明である。ただ、この間に榮翁の花押に変化がみられることが気になるところである。

また、大原観音寺文書をみると、永禄から慶長のころに花押をめぐってもう一つの問題があるようなのでその点について考えてみる事にしたい。図39の定円の花押はいまみてきた図36・37・38の榮翁の花押によく似ている。しかし図39は永禄五年十二月二日宗舜・定円連署掟書（二八三号文書）で一乗坊定円の花押である。ところが、それから数ヶ月後の図40では、再び「浄光坊榮翁」として図36・37等の花

押となっている。つぎには図(4)は若頭榮翁の花押である。⁽⁴⁾この花押は、いま榮翁なる者の花押をいろいろみてきたけれども、それとは全く異なるものである。つづいて図(42)は一乗坊定円のものであるが、⁽⁵⁾これは図(39)の「少将榮翁(花押)」の花押と筆のはこびなどは極めて似ているわけである。連署している浄光坊の花押図(43)は、図(40)の浄光坊の花押と同じである。そして図(44)の和尚の花押は、⁽⁶⁾天文二十三年の「少将榮翁」〔図(39)〕や天正九年の「二乗坊定円」〔図(42)〕の花押と型も筆のはこびも類似している。

花押は非常に限られた料紙の空間に、限られた筆面で表現するわけであるから、類似ということは当然おこるべきことかも知れないが、単にそれだけではないような気もする。花押は自署を表わすもので、自己を証示するものであったから、印章には父子、夫婦などの襲用の例が多々あるが、花押にはそのような例は少ないといわれている。⁽⁷⁾しかし、一面では武家の花押の特徴の一つとして、同族集団・主従集団の間に類似した形の花押が多いとの指摘もされている。

榮翁・定円・和尚の具体的な関係がわからないので、彼等の花押の類似と僧侶としての師資相承と、どのようにかかわるのか明らかでないが、何らかのかかわりがあったと思われる。

註

(1) 観音寺廿三坊連署契状(三一四号文書) 本文を省略したが当寺の請米のことについて廿三坊が連署して浅井氏に契状を提出している。これだけ在地の有力者の花押が並ぶと壮観である。いくつかの系統わけがで

きそうであるが、後考を期したいと思っている。

(2) 宝泉坊聖翁・少将榮翁連署寄進状(四一六号文書)。尚、この史料は勝侯鎮夫氏により「六角氏式日の所務立法」において引用されている(『戦国法成史論』東大出版会 一九七九)。また、大原観音寺文書には同年月日の聖翁・榮翁連署の寄進状がもう一通ある。それは花藏院に寄進したものである。

(3) 永禄五年(一五六二)四月十日永泉坊聖翁・弟子榮翁連署寄進状(四二三号文書) 永泉坊については、不詳であるが、さきにかかげた観音寺廿三坊にはみられないものである。

(4) 永禄十一年八月十五日院主聖翁・若頭榮翁連署勅行々法掟書(二九一号文書)

(5) 天正九年九月十五日観音寺廿三坊連署掟書(二九六号文書)

(6) 慶長五年五月十五日観音寺年行事他四名連署門外置目(五三四号文書)

(7) 荻野三七彦「古文書における花押」(『古文書研究』一 一九六八)

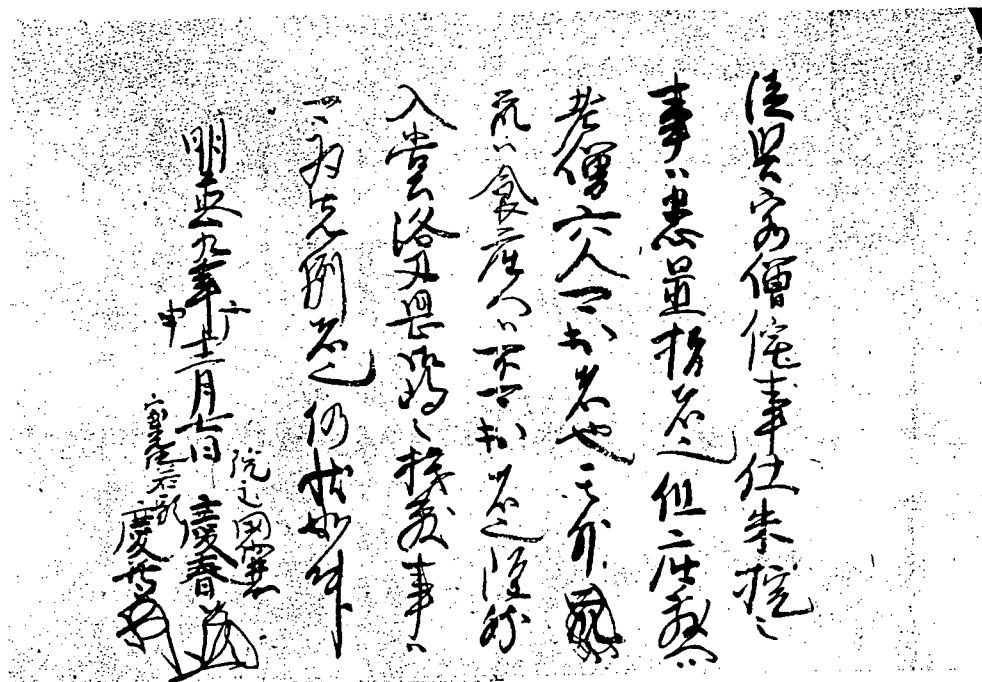
四

大原観音寺文書の花押をめぐることは不可解な問題がいくつかある。そこでこれらについて考察してみたい。まず、(A)〜(C)の文書(第8〜10図)とその釈文をとりあげることとする。

釈文(A) 慶舜・慶尊・浄教連署請文写⁽¹⁾

(端裏書)

「客僧衆置目之事」



第10図 文書(C)：132号文書

乍恐以一筆申上候、以先規者、客僧方之朱腕雖為兩三人、就御侘事申上候、悉御免被下候、但座敷參事ハ、自六人外者、不可罷出候、雖然、入堂洛刃岡・御嶋棧敷之事者、如先例、被懸御意候、畏入候、何事も余之儀事ハ、如前々之可仕候、万一背此置手輩候者、鎮守御本尊之可蒙御討候、仍状如件、

明応九年庚申十二月七日 阿闍梨慶舜 (花押影)

觀音寺 蜜蔵慶尊 (花押影)

惣中 淨教 (花押影)

积文(B) 淨教・慶舜・慶尊連署請文写⁽²⁾

乍恐以一筆申上候、以先規者、客僧方之朱腕雖為兩三人、就御侘事申上候、悉御免被下候、但座敷參事ハ、自六人外者、不可罷出候、雖然、入堂洛刃岡・御嶋棧敷之事ハ、如先例、被懸御意候、畏入候、何事も余之儀之事ハ、如前々之可仕候、万一背此置手輩候者、鎮守御本尊之可蒙御討候、仍状如件、

淨教 (花押影)

明応九年庚申十二月七日阿闍梨慶舜 (花押影)

蜜蔵慶尊 (花押影)

积文(C) 慶春・慶尊連署着座掟書写⁽³⁾

從堅客僧侘事仕、朱腕之事ハ、悉置指者也、但座敷ハ、老僧六人可出者也、其外衆ハ食座ハ不可出者也、雖然、入堂洛刃岡

・御嶋之棧敷事へ、可為先例者也、仍状如件、

明応九年庚申十二月七日 院主闕伽井房

慶春（花押影）

宝光院若頭

慶尊（花押影）⁽⁴⁾

さて、これらの文書については、

- (一) (A)(B)(C)3通は同年月日の文書である。
- (二) 内容はともに客僧方の朱腕の事や座敷のとりきめ等のことが記されている。
- (三) (A)と(B)は「詫事」を「免」じてもらった請文である。
- (四) (C)は免除した方の証状である。
そこでまず(A)と(B)について考えてみると、
- (五) (A)と(B)は文章はほとんど同じであるが、(A)には宛所「観音寺惣中参」がある。
- (六) (A)と(B)では署名する三人の花押は、それぞれ(A)と(B)で異なっている。同じ日付の文書に一人の人間が異なる花押を使用することはあまり例のないところである。この不可解な花押をどのように考えるかが問題である。単純に一方が偽文書ということではなさそうである。
- (七) (B)には宛所がないが、これは観音寺本寺にあてたから省略したとも考えられる。しかし、(B)は料紙一ぱいに文字がかかれていますので、宛所を書くところが無くなってしまったとも理解できる。

(八) (B)は(A)に比べると奇麗に書かれているが、文字に勢いが無い。また(B)は二行目の「客僧」の「客」や四行目の「悉」の文字が正確に書かれていない。このような点を考えると花押はあるが、写ではないかと思われる。

(九) (B)の浄教の書かれている位置は日下よりも前になっている。これも先に宛所でみたように、浄教の書くところがなくなってしまったので、日下の前に書いてしまったとみることが出来る。

(十) 以上のところから文書(B)は写であると判断する。そして写であるものに意識的に花押を書き入れた。

(十一) また、(A)も(B)も書き始めに「乍恐以一筆申上候」とあるが、これも近世的な表現を思わせる。とすると(A)も(B)も近世に入ってから写と考えた方がよいのかも知れない。

次には文書(C)について考えてみる。

(一) 文書(C)と文書(A)・(B)は同年月日のもので、ともに朱腕のこと等を記しており、ともに慶尊なるものが署名している。しかし(C)では宝光院若頭とあり、(A)・(B)では密蔵坊とある。花押も異なっており、(C)の慶尊と(A)・(B)の慶尊は別人と考える。

(二) (C)は全体の筆跡からしてまず写であると判断する。第一行の最初の文字は「從堅客僧任事仕」とあるが「依堅客僧任事仕」と思われる。また三行目の下端「衆」を抹消していることも写をうかがわせる。

(三) (C)は全体の筆跡からしてまず写であると判断する。第一行の最初の文字は「從堅客僧任事仕」とあるが「依堅客僧任事仕」と思われる。また三行目の下端「衆」を抹消していることも写をうかがわせる。

(三) 花押もその筆勢から写とみた方がよいようである。⁽⁵⁾
(四) (C)の慶春は(A)・(B)の慶舜と音読みでは通じるところがあるが、別人と判断する。

(五) (B)と(C)の筆跡は同じではないかと思われる。同一筆跡であるとする、(B)と(C)は一組として機能していたと考えられる。

(六) 三行目の下端の「衆」の抹消が、花押で行われているようにもみえるが、花押で文字を修正抹消したという例はあまりみられないし、本来花押はその判型で後々までの証判となるべきものである。それが抹消する文字の上に書かれては、十分な証判の役割を果たせないのではないかと思う。ここにみられる「衆」を抹消している花押のようなものは、今回は花押でないと判断する。

つづいて、(D)の文書(第11図)とその釈文について考察する。

釈文(D) 良円田地寄進状⁽⁶⁾

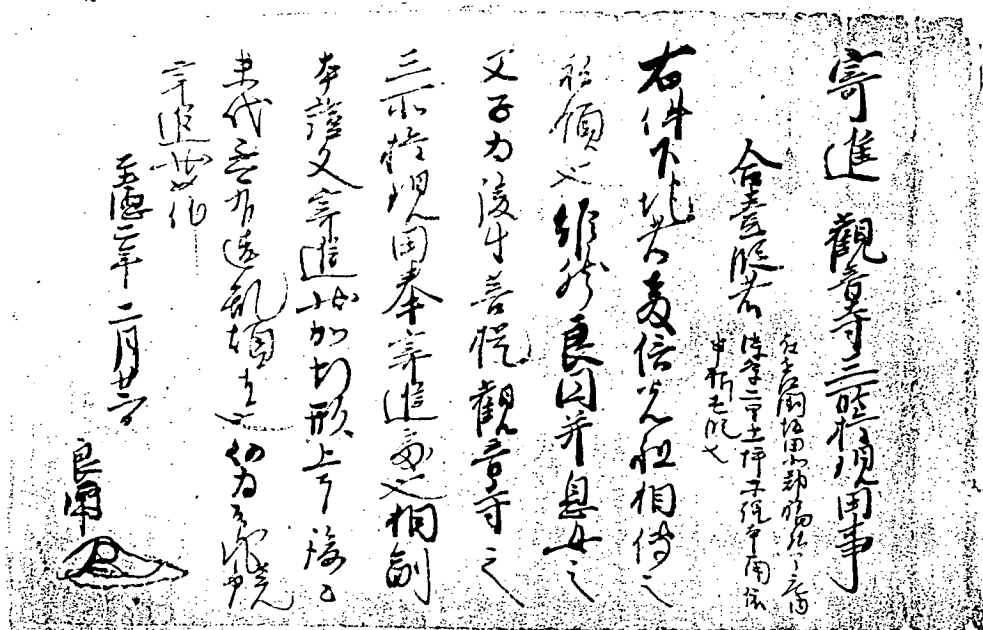
(端裏書)
「サノ 寄進状」

寄進 観音寺三所権現田事

合卷段者、在近江国坂田北郡福能郡庄内七条二里

十一坪東繩本南依半折寄段也、

右、件下地者、教信先祖相傳之私領也、雖然、良円并息女之父子、
為後生菩提、観音寺之三所・現田奉寄進處也、相副本證文、寄進
状加判形上者、後々末代不有違乱煩者也、仍為龜鏡寄進状如件、



第11図 文書(D): 21号文書

至徳二年二月二十二日

○良「印」(花押)
○良「印」ニ重ネ書ス、

○良「印」ノ花押ノ上ニ、「良
印」ノ花押ヲ重ネ書ス、

この文書は次の如く理解する。

(一) 至徳二年(一三三五)二月二十二日に良円なる者が、三所権現田を観音寺に寄進したときの文書である。

(二) その後、その土地が良印なるものに売却なり譲与なりが行われた。

(三) そこで、良円の署判の部分に良印なる者が「良印」と書き改め、

良円の花押の上に良印の花押を書き加えた。

(四) しかし本文にある「良円」の文字を書きあらためることを忘れてしまった。

この文書をこのように理解すると、人名や花押を書き改めた文書が実際に寄進状としての機能を果たしたか否かが問題となるであろう。

寄進を確認することや新たに売買が成立したとき、所定の手続きにしたがって新券文を作成し、伝来の古文書があった場合には、手継証文として伝えていくのが普通であった。しかし何らかの事情により、古文書学にみられるような手続きを経ずして特別な処置がとられることもあったのであろう。良円と良印の関係はそうしたことだったのかも知れない。少なくともこのような文書があるわけで、効力はともあれ、ことにのぞんでこのような処置がとられたという事実は考えねばならないだろう。

以上、『近江観音寺文書』を整理するなかで、当面した花押の問題について考察してきたが、まず云えることは、その文書群にはその文書群のもつ固有の花押様があったと思われることである。近江の地において守護家とも関係があり奉公衆として將軍家にも仕える大原氏と深い関係にあった大原観音寺の文書には、足利様の花押もあり、大原氏系統の花押も多くみられるということである。また、六角氏や浅井氏にみられる「下向き彎曲線」の花押が、中島氏や赤尾氏等の文書にみられることは、在地の勢力分布を考えると興味深いものがある。

また、浄光坊榮翁や一乗坊定円や某和尚といった人々の間に極めて類似した花押が用いられていたことをみてきたが、これらは師資相承とかかわるのか、或は何か特別な理由で類似したのかといった問題である。しかしそれについてもこの文書群には類似する花押が多いのではないかと思われるし、一乗坊定円の二つの花押はいずれも榮翁の花押に類似していることなど、いろいろ考えさせられる問題があるようである。さらにこうした花押の類似が、花押の史料解釈を難儀なものにしているのではないかと思うのである。

不可解な花押として明応九年の慶舜・慶尊・浄教の一件をとりあげたが、そこで客僧の朱腕や座敷・棧敷のことが江戸時代までひきつがれ、少なくとも二回は問題となっているようである。そしてその都度作られたのが、文書(A)(第8図)であり、文書(B)・(C)(第9図・10図)であるということになる。江戸時代に明応九年の文書が書写され、

明応期の人物の花押が書かれ、さらに近世の慣用語となっている「作
 恐以一筆申上候」を挿入した文書がつくられている。花押のない写や
 案文よりも偽文書でも花押のあるものが、より機能すると判断しての
 行為かと思われる。ともあれ、この一件をめぐっては、往時の人々の
 文書や花押に対する考え方がうかがえて貴重である。

これまでの花押研究で大きな成果をあげてきたものに、無年号文書
 の年代推定ということがあるが、こうした研究はこれからもさかんに
 すすめられると思うが、今、花押研究の先端は「花押を読む」ことが
 出来るところまできている。⁽⁸⁾ これからの花押研究は多様・多彩なもの
 になっていくのではなからうか。豊富な花押をおさめている『近江観
 音寺文書』をめぐるのは、興味ある研究がいろいろと出てくるのでは
 ないかと思われる。そうした課題について後考を期したいとねがいつ
 つ本稿を擲筆する。

〔附記〕

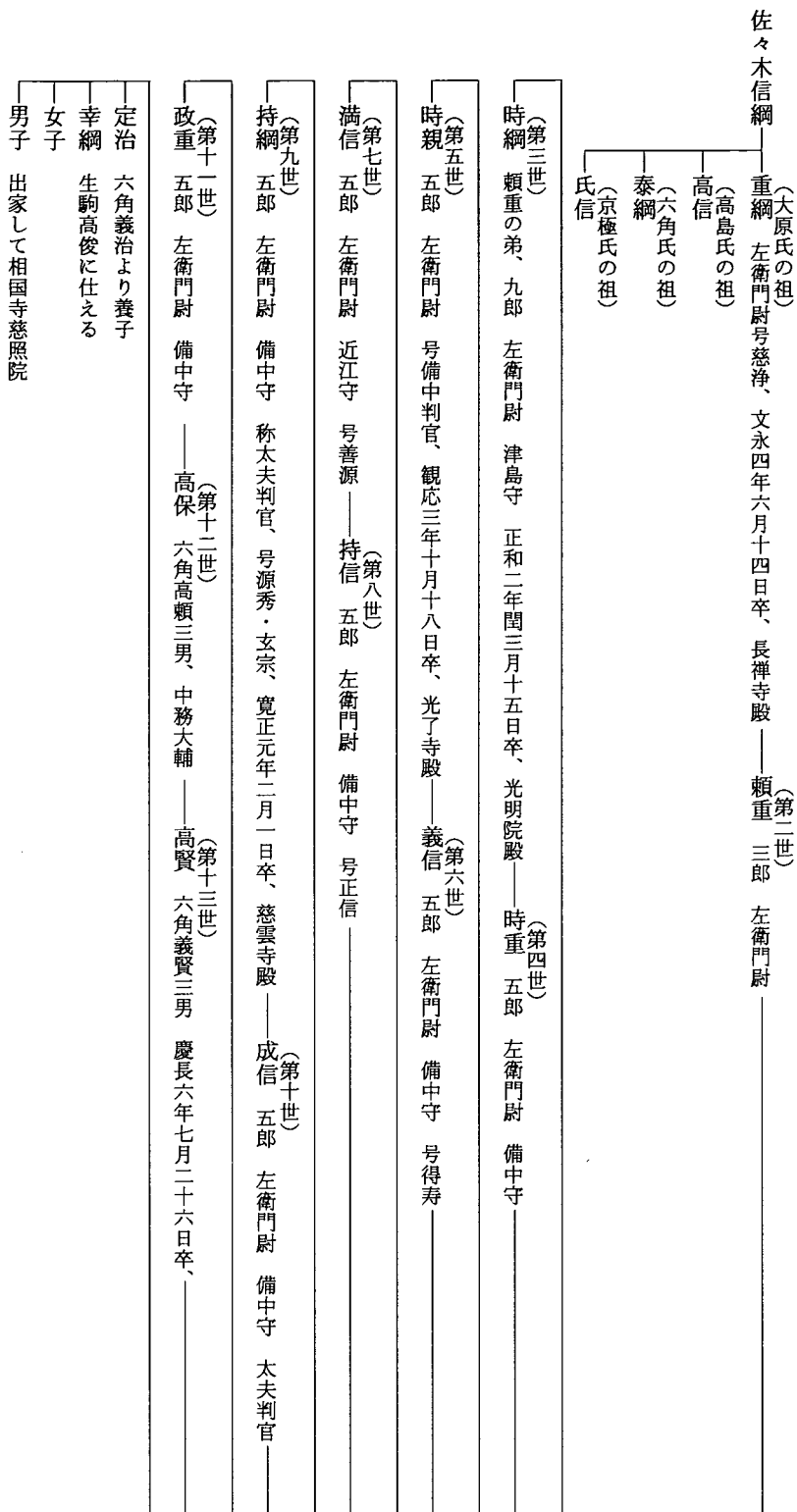
本稿を成すにあたり、佐藤進一・笠松宏至の両先生にいろいろと御
 教示いただくところがあったことを明らかにして厚く謝意を表します。
 また、花押の整理・考察にあたっては、鎌倉佐保・村上弘子の両氏に
 よるところがあったことを記して謝辞とします。

註

(1) 『大原観音寺文書』四八五号文書

- (2) 『大原観音寺文書』一五一号文書
- (3) 『大原観音寺文書』一三三二号文書
- (4) 花押はあるが、これらの文書は写であると判断したので。(花押)を
 (花押影)と表現することにした。
- (5) 特に慶春の花押は全く筆勢がない。
- (6) 『大原観音寺文書』二二号文書。文書名を良田地寄進状としたが、良
 田地寄進状とすべきかもしれない。
- (7) ただし、これは前述のように、文書(B)と(C)が同一筆跡であるとした場
 合のことである。
- (8) 佐藤進一『花押を読む』(平凡社 一九八八)

〔参考〕
一 〔大原氏略系図〕



〔参考〕

2 聖翁・榮翁関係年譜（聖翁・榮翁関係文書目録）

西曆	年 月 日	摘 要	文書番号	花押掲載 写真
不詳	不 詳	宝泉坊聖翁田地寄進状	292号	
1531	享祿 4.11.21	公文聖翁等連署田地売券	377号	
1531	享祿 4.11.21	公文聖翁等連署田地売券	378号	
1532	天文元.11. 1	年行事法泉坊聖翁等 4 名連署田地売券	381号	
1532	天文元.11. 1	年行事法泉坊聖翁等 4 名連署田地売券	379号	
1535	天文 4. 3.26	観音寺宝泉坊聖翁田地寄進状	391号	
1539	天文 8.11.18	宝泉坊聖翁田地売券	396号	
1552	天文21.11.	二十三坊連署契状	314号	
1554	天文23. 7. 5	宝泉坊聖翁・少将榮翁連署寄進状	416号	図34, 35
1554	天文23. 7. 5	宝泉坊聖翁・少将榮翁連署寄進状	415号	
1557	弘治 3.12.28	宝泉坊聖翁・浄光坊榮翁連署借用状	328号	図36
1562	永祿 5. 3.	宝泉坊榮翁田地売券	424号	図37
1562	永祿 5. 4.10	永泉坊聖翁弟子榮翁連署田地寄進状	423号	図38
1562	永祿 5.12. 2	密蔵坊宗舜・一乘坊定円連署掟書	283号	図39
1563	永祿 6. 3.23	浄光坊榮翁田地寄進状	426号	図40
1563	永祿 6. 5.	浄光坊榮翁田地売券	421号	
1565	永祿 8. 2.	年行事榮翁契状	330号	
1566	永祿 9.12. 2	院主聖翁老僧講掟書	287号	
1567	永祿10.12. 2	宝泉坊聖翁田地寄進状	430号	
1567	永祿11. 8.15	院主聖翁・若頭榮翁連署勤行々法掟書	291号	図41
1581	天正 9. 9.15	二十三坊連署掟書	296号	図42, 43
1600	慶長 5. 5.15	観音寺年行事他四名連署門外置目	534号	図44

A Consideration of the *Kaô* 花押 Written Seals in the Ôhara Kannonji 大原観音寺 Documents

FUKUDA Eijirô

This article discusses the *kaô*, or written seals, which appear in the medieval period records of the Ôhara Kannonji documents. Research on *kaô* has flourished in recent years, but in the majority of instances this *kaô* research has been restricted to a study of the *kaô* of an individual or, at most, of a specific family of lineage. There have been few cases where research centered on the *kaô* found in a set of traditionally handed-down documents. As a result, we have taken as our common theme the fundamental research on the Ôhara Kannonji documents, and this article provides a consideration of the *kaô* that were used in these documents.

First, we enumerated the *kaô* in the medieval period documents of the Ôhara Kannonji documents, calculating the numbers of *kaô* in terms of the types of people who used them, such as priests, members of the aristocracy, members of samurai families, and women, and then we clarified the special characteristics of the various *kaô*.

Second, we identified the relationships between the *kaô* found in the Ôhara Kannonji documents and the people of the Kohoku 湖北 region, the northeastern section of present-day Shiga prefecture. For example, the *kaô* by the Ôhara-shi family related to Ôhara Kannonji include those by the various generations of titular heads of the family such as Mitsunobu 満信, Mochitsuna 持綱, Nobunari 信成, Masasige 政重, and Takakata 高賢. Many of these *kaô* were in the Ashikaga 足利 style of the Asikaga shogunate family. There were also a great number of *kaô* inscribed by samurai-class individuals, and it seems the style of their *kaô* was strongly influenced by that of the Ôhara-family. Another characteristic of the *kaô* found in these documents is the fact that there are a relatively large number of *kaô* written by women.

Third, the article also considers the issues surrounding *kaô*, such as the changes that occurred within a single person's *kaô*, the succession to a *kaô*, and the cases when *kaô* were copied. As example of these issues can be seen in the indication of how the succession of *inke* 院家, princely priest families at Ôhara Kannonji, and the succession of *kaô* among the priests involved in Kannonji further complicate the historical document interpretation of *kaô*.

Keywords : *Kaô*, Ôhara Kannonji documents, Ashikaga style *kaô*.